

ネットワーク SOC サービス契約基本約款

本ネットワーク SOC サービス契約基本約款は、SOC サービス契約者(以下「契約者」という)と株式会社ネットワーク(以下「NW」という)が、ネットワーク SOC サービス(以下「SOC サービス」という)に関し、NW が提供する SOC サービス契約(以下「本契約」という)の内容を定めるものです。SOC サービスは、別紙のネットワーク SOC サービス基本仕様書(以下「仕様書」という)に基づいて提供されます。本契約に基づくサービスを受けることを希望する場合は、注文書とともに、別紙の NW 指定の申請書に必要事項をご記入のうえ、NW へご送付ください。NW が注文書と申請書を受領した時点をもって、SOC サービスの提供に必要な設計や設定作業を実施するものとします。また、NW が契約者の申請を受け付けたことを示す文書を契約者のサービス問合せ担当者(以下「問合せ担当者」という)へ送付することにより SOC サービスが開始されます。更新は、自動更新のため、解約の申出が期日までにない場合は、注文書および申請書の送付がなくても、自動請求となります。自動更新は、更新時点での有効なサービス料金で自動更新されます。

第1条(目的)

本約款は、NW がサービス対象とする製品のセキュリティにおけるイベントの常時監視と検知時の通知を行うため、NW が契約者に提供する SOC サービスに関して規定します。

第2条(サービス料金と支払)

1. サービス料金は、当該サービスのプラン毎に定めるものとします。またサービス料金は、NW による事前の告知を以って変更できるものとします。契約者と NW 間で売買契約が締結されている場合は、その売買契約に基づいて支払いが行われるものとします。
2. サービス料金は、契約者と NW 間で売買契約が締結されていない場合、原則として NW から支払請求書に基づき NW の指定する銀行口座に現金にて振込むこととし、NW による振込み確認後に SOC サービスが開始されるものとします。なお、支払い済みのサービス料金は、いかなる場合でも返却されないものとします。

第3条(有効期間と更新、解約)

1. 特別な場合を除き、サービス有効期間は、NW が契約者の申請を受け入れる文書に記載しているご契約期間となります。この特別な場合とは、NW の組織が変更となり NW によるサービス提供が困難となった場合、サービス対象製品のメーカーがサポートを行わなくなった場合、または NW の取り扱い製品でなくなった場合を含みます。
2. 契約者は、SOC サービスを更新しない場合は、サービス有効期間終了日より3カ月前までに電子メールで NW にご連絡いただくものとします。解約を通知いただき、NW が通知受領を確認することで解約が可能となります。サービス有効期間終了日の3カ月前までに契約者からの解約の申出がないときは自動更新となり、更新時点での有効なサービス料金で自動更新されます。
3. 契約者は SOC サービスの有効期間中に中途解約を希望する場合は、中途解約日より3カ月前に電子メールで NW にご連絡いただくものとします。解約を通知いただき、NW が通知受領を確認することで解約が可能となります。ただし、契約者は有効期間中に中途解約をする場合は NW に対し有効期間満了日までの契約の残期間分のサービス料金等の返還請求はできないものとします。

第4条(再委託)

NW は本契約に基づく SOC サービスを、NW の指定する第三者へ委託できるものとします。但し、その場合においても、NW は本契約で NW に課せられた責を免れるものではないものとします。

第5条(秘密保持)

契約者および NW のいずれにおいても、本契約の有効期間中であるか否かを問わず、本契約の履行過程で相手方から知得した全ての情報のうち、秘密として得た情報及び個人情報を第三者に漏洩しないものとします。但し、NW が SOC サービスを前条に定める第三者へ委託する場合を含み、本契約に基づく SOC サービスを実施するにあたり、契約者から秘密として得た情報及び個人情報のうち、合理的な範囲について当該第三者または製品開発メーカーへ提供することがあります。NW における個人情報の扱いは[プライバシーポリシー](#)に記載された内容に準じるものとします。

第6条(特定個人情報の取扱い)

1. 特定個人情報とは、個人情報(「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報をいう)や特定個人情報(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号」や「特定個人情報」をいう)をいいます。
2. SOC サービスは、特定個人情報を含む電子データの中身の取扱いは行わないため、特定個人情報関係事務や特定個人情報利用事務の委託には該当しません。
3. SOC サービスの履行のために問合せ担当者が NW に提供した情報に特定個人情報が含まれている場合であっても、NW はその電子データの中身を取扱うことはありません。

第7条(責任の制限)

1. SOC サービスは、NW の社員または NW が選任した代行者(以下、併せて「サービス要員」という)により行なわれるものとします。
2. サービス要員の助言に基づいての作業は、契約者の責任において全て実施するものとします。
3. NW はいかなる場合においても本契約にしたがった SOC サービスの提供に関して、間接的損害、付随的損害、結果的損害、経済的損害、逸失利益、売上げの喪失、データの消失について、そのような損害が生じる可能性について知っていたか或いは知り得たかに拘わらず、一切の責任を負わないものとします。
4. 明らかなる NW の責に帰すべき事由により契約者に損害が発生した場合、その賠償額は本契約に基づいて契約者が NW に支払った当該サービス料金を上限とします。
5. 天災、火災、騒乱、その他不可抗力により SOC サービスを提供できない場合があることを契約者は承諾するものとします。

第8条(権利譲渡の禁止)

契約者は、本契約上の地位、権利及び義務をいかなる理由があろうとも譲渡、貸与、販売することはできません。ただし、NW は、本契約上の地位、権利及び義務を契約者の承諾を得ることなく、第三者に譲渡することができるものとします。

第9条(その他)

1. 本契約にて提供される SOC サービスに関して、NW と契約者の間に係争が生じた場合は、お互いに信義誠実の原則に従って解決するものとします。
2. 前項において、訴訟による解決が必要な場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本契約は、日本法に準拠し解釈されるものとします。

4. 契約者は、本約款を保管し、遵守するものとします。

2021年10月20日
株式会社ネットワールド

(以下余白)